

## 特別徴収事務の取扱要領について

### 【特別徴収事務】

#### 1 特別徴収とは

給与所得者の市民税県民税については、毎月支払われる給与より月額割を徴収し納入することとされています。これは特別徴収義務者（給与の支払者）が、税額通知書に記載された各月の税額を、6月から翌年5月までの毎月給与が支払われる際に徴収し、納入する制度です。

#### 2 月割額の徴収・納入方法について

「市県民税特別徴収税額の通知書」に納税義務者の各月の納入額を算出していますので、各自の月割額を、6月から翌年5月まで、毎月に支払われる給与の中から徴収し翌月10日までに納入してください。

※但し、税額が均等割（5,500 円）の納税者は、最初に徴収する月に全額納付していただきます。

#### 3 納入の場所

- ① 納入通知書にて納入：直方市指定金融機関及び収納代理金融機関（納付書裏面参照）に、納入してください。また、郵便局を利用する際は、直方市ホームページより「郵便局指定通知書」を印刷し、郵便局に提出してください。
- ② 納入通知書以外での納入：ネットバンキングや共通納税により納入することもできます。詳しくは、対象の金融機関（ネットバンキング）や eLTAX（共通納税）へお訊ねください。

#### 4 特別徴収税額の変更

当初の「市県民税特別徴収税額の通知書」を送付した後に、退職等により特別徴収税額に変更が生じた場合には、「税額変更通知書」を送付します。変更通知を受け取った以後の月割額は変更後の税額を徴収することになります。

#### 5 給与所得者に異動（退職・転勤等）があった場合

給与所得者が、退職・転勤等のため給与の支払いを受けなくなった場合は、直方市ホームページより「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を印刷し、必要事項を記入した上で、事由の発生した月の翌月10日までに提出してください。※eLTAXにより提出することもできます。

異動届の提出が遅れますと、未徴収分は滞納額となり、特別徴収義務者に督促状を発送することになります。また、普通徴収（本人納付）切り替え後、納税者が一度に納税しなければならないことにもなりますので、ご注意ください。

#### 6 異動後の未徴収税額の徴収方法について

下記①～③の方法がありますが、いずれにつきましても「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。

### ① 特別徴収継続

転勤等（退職後の再就職も含む）により、新勤務先で特別徴収を継続する方法

### ② 普通徴収（本人納付）

退職・休職等により特別徴収できなくなった場合、未徴収分（未納分の月割額の全額）の納税通知書を納税者に交付し、本人より納入していただく方法

### ③ 一括徴収

退職・休職等により特別徴収できなくなった場合、未徴収分（未納分の月割額の全額）について、給与や退職手当が支払われる際に一度で徴収する方法

※6～12月までの異動の場合、給与や退職手当の支払金額が未徴収分を超え、本人の申し出があれば、一括徴収することができます。なお、1月以降の異動の場合は本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収することとなっています。（地方税法第321条5第2項）

## 7 注意事項

・退職による異動で、残りの税額を普通徴収に切り替える場合には、必ず本人にその旨をお伝えください。

・特別徴収義務者の所在地・名称等に変更がありましたら、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届」を速やかに提出してください。

## 【退職所得に係る市県民税の特別徴収について】

### 1 退職所得に対する所得割の分離課税について

退職者に支払われる退職手当等については、他の所得と区別し、退職所得等の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村が、分離課税することとなります。

### 2 納入申告書及び納付について

#### ① 徴収について

退職所得の分離課税に係る所得割額は、退職手当が支払われる際に特別徴収することになります。

#### ② 納入申告書について

納入申告書については、市民税・県民税納入書の裏面に記載しておりますので、必要事項をご記入ください。

#### ③ 納付について

特別徴収した退職所得の分離課税に係る所得割額は、月割額とあわせて同じ納付書により納入してください。この場合、退職所得の欄に納入額の記入（裏面の納入申告書の金額）を記載し、納入することとなります。